

## タクシー適正化活性化法案（※今国会に提出中）におけるタクシー運賃等の取扱いについて

※特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案

1. 今国会に提出中のタクシー適正化活性化法案においては、供給過剰の進行等による諸問題が生じている地域を国土交通大臣が「特定地域」に指定し、当該地域において、タクシー事業の適正化、活性化を推進するための総合的な取組みを行うこととしているが、その一環として、国は、特定地域におけるタクシー事業の適正化を推進するため、運賃、料金の認可を含む監督上必要な措置を的確に実施することとされている（法案第6条第2項）。

【タクシー適正化活性化法案（抄）】

第6条

- 2 国は、特定地域において一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する取組と相まって、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施するものとする。

2. また、特定地域においては、地域の多様な関係者により構成される協議会が、タクシー事業の適正化、活性化を推進するための「地域計画」を作成することとしており、地域計画の内容としては、以下のようなものを想定している。

〔例〕（交通政策審議会答申で示されたもの）

### I 地域社会におけるタクシーの位置付けの明確化

- ① 鉄道、バス等と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上
- ② まちづくり・都市政策等と一体となったタクシーの機能の向上

### II 諸問題への総合的な対応

- ① タクシーサービスの活性化（利用者サービスの充実、情報提供の充実等）
- ② 事業経営の活性化、効率化（協業化、合併、事業譲渡等）
- ③ タクシー運転者の労働条件の悪化の防止（労働環境の改善、整備等）
- ④ 違法・不適切な事業運営の排除（事業者等の主体的取組みの強化等）
- ⑤ タクシー事業の構造的要因への対応（利用者によるタクシーの選択性の向上等）
- ⑥ 交通問題、環境問題、都市問題の改善（配車ルールの設定等）
- ⑦ 供給抑制（供給の増加の抑制、事業者による減車促進等）
- ⑧ その他の対策（過度な運賃競争への対策等）